



令和8年度 介護保険サービス提供事業者説明会（集団指導）
要配慮者利用施設における
避難確保計画の作成及び訓練の実施



静岡県 交通基盤部 河川砂防局
(土木防災課)



◎本資料でお願いすること

避難確保計画の作成（義務）

訓練訓練の実施（義務）

<<取組効果>>（令和元年台風第19号）事前避難で人的被害なし

R元年10月事例

⑭

事前の準備により難を逃れた事例(静岡県小山町)

おやまちょう

- 午前10時半頃の土砂災害警戒情報の発表後、**特別養護老人ホーム入所者を避難確保計画*に従い、がけ側から2階へ移動**。さらに降雨が続き、近隣住民の声かけにより、**入所者全員を2階へ移動させた**。
- その後、近くの山から発生した**土石流**が、**施設の1階部分に流入**したが、利用者及び職員**全員難を逃れた**。
- 同施設は、**土砂災害警戒区域内**に存しており、**日頃から近隣住民の方とともに避難訓練*を実施**していた。



【災害の経緯】令和元年10月12日

- AM10:37 土砂災害警戒情報発表
がけ側の入所者を2階へ移動
- AM11:00 避難勧告発令
- PM 1:15 避難指示発令
- PM 7:30頃 近隣住民からの声かけ
入所者及び職員全員2階へ避難
- PM 8:00頃 施設1階に大量に土砂が流入



R1. 10/11~12雨量状況(御殿場観測所)



施設1階に土砂が大量に流入したが、全員無事

日頃の訓練
の成果

写真提供: 小山町

施設の声

「これまで継続してきた防災活動が職員に蓄積されている(防災意識の高い職員が多い。)」



令和元年6月同施設での避難訓練実施状況

写真提供: 小山町

*土砂災害防止法により、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務づけられている

※土砂災害危険区域等における
土砂災害防止対策の推進に関する法律

近年の水害の状況

4



2024

令和6年9月
(台風第10号)

2023

令和5年6月(台風第2号)

2022

令和4年9月(台風第15号)

2021

令和3年7月豪雨

2020

令和2年7月豪雨

2019

東日本豪雨(台風第19号)

2018

西日本豪雨

2017

九州北部豪雨

2016

(北海道・岩手)豪雨

2015

関東東北豪雨

2014

広島土砂災害

2013

(岩手・秋田)豪雨

2012

九州北部豪雨(柳川市八女市)

2011

新潟福島豪雨
紀伊半島大水害

2010

2009

中国・九州北部豪雨
(山口市防府市、
直方市飯塚市)

大阪湾高潮 大阪府北部6弱 北海道胆振東部7

鳥取県中部6弱 茨城県北部6弱 熊本地震7

御嶽山噴火 長野県北部地震6弱

淡路島地震6弱

新燃岳噴火
静岡県東部6強
東日本大震災7



3

法改正の概要（過去のと配慮者利用施設の被災状況と課題）

【平成21年7月21日の豪雨】

場所：山口県防府市

施設：特別養護老人ホーム「ライフケア高砂」

被害：土石流により入居者7名死亡



【平成28年8月30日の台風第10号】

場所：岩手県下閉伊郡岩泉町（小本川）

施設：高齢者グループホーム「楽ん楽ん」

被害：洪水により入居者9名死亡



写真）「平成28年8月岩手県岩泉町の介護老人保健施設の被災動画」国土地理院撮影

課題・対策

要配慮者利用施設の土砂災害対策推進のため、民生部局と砂防部局で日頃から緊密な連携を図ることの重要性を認識

民生部局と砂防部局間で情報共有等連携の強化を図るよう、厚労省・国交省連名で通知

課題・対策

要配慮者利用施設の管理者等に防災情報が十分理解されておらず、水害に対する避難確保計画の作成や避難訓練も十分に実施されていない

要配慮者利用施設において避難確保計画や避難訓練実施を義務化（平成29年水防法等改正）

法改正の概要（背景・H29の改正）

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等の義務化（H29の改正）

- 洪水及び土砂災害のリスクが高い区域にある要配慮者利用施設の管理者等に対し、避難確保計画の作成、避難訓練の実施を義務化し、利用者の確実な避難確保を図ることとする。
- 当該計画を作成しない場合には市町村長が作成の指示を行い、これに従わない場合はその旨を公表することができる。

	避難確保計画の策定	計画に基づく避難訓練の実施
H29の改正前	努力義務	努力義務
H29改正後	義務	義務

※ 土砂災害防止法では義務を新設

担保措置を創設

- ・計画を作成しない施設管理者等に対して市町村長が必要な指示を行う。
- ・指示に従わないときはその旨を公表。

○国も以下の取組により計画作成等を支援予定。

- ・簡易な入力フォームを通じて避難確保計画を作成できるようにする等の「手引き」の充実
- ・地方公共団体が計画内容を確実にチェックできるよう、関係機関と連携して点検用マニュアルを作成
- ・モデルとなる地区において、関係機関と施設管理者が連携して避難確保計画を作成し、そこで得られた知見を共有
- ・計画作成や訓練に係る費用の補助等を市町村が行う場合、その費用を防災・安全交付金で支援



平成28年台風10号により、岩手県の要配慮者利用施設では利用者9名の全員が死亡。

法改正の概要（背景・H29の改正）

土砂災害防止法の一部改正(案)について(※水防法等との一括改正)

〔平成29年2月10日
閣議決定〕

要配慮者利用施設の管理者等へ避難確保計画の作成等を義務付け

- 平成28年8月の台風10号による社会福祉施設の浸水被害(死者9名)などを受け、近年、**要配慮者利用施設における警戒避難体制の確保の重要性**が改めて認識されている。
- このような状況を踏まえ、土砂災害から生命・身体を保護する観点から、**土砂災害警戒区域内で警戒避難体制を適確に講じる必要のある要配慮者利用施設に対し避難確保計画の作成等を義務付け**、土砂災害防止のための総合的な取組みを推進する。

避難確保計画

改正

施設管理者等へ**作成を義務付け**

計画に基づく
避難訓練

改正

施設管理者等へ**実施を義務付け**

計画作成の担保措置

- 計画を作成しない施設管理者等に対して、市町村長は**必要な指示**を行うことができる。
- 正当な理由がなく、指示に従わないときは、市町村長は**その旨を公表**することができる。

要配慮者利用施設の警戒避難体制の構築

防災体制の確認



避難確保計画の作成



避難訓練の実施



従業員や利用者への学習会



要配慮者利用施設の被災事例



小本川水系小本川(岩手県岩泉町)
平成28年8月31日

平成28年8月台風10号
岩手県岩泉町
高齢者グループホームで9名が亡くなる被害が発生。



【目標】

要配慮者利用施設における
避難確保計画の作成・避難訓練の実施率100% を実現

法改正の概要（R3の改正）

- 令和2年7月豪雨災害において、高齢者施設利用者14名が亡くなる痛ましい被害が発生
- 要配慮者利用施設の避難の実効性を確保するため、水防法および土砂災害防止法を改正し、**市町村から施設に対して助言・勧告する制度**を創設

※土砂災害危険区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

令和2年7月
特別養護老人ホーム「千寿園」の被害



被災場所：熊本県球磨村

令和3年5月10日
「水防法、土砂災害防止法」の改正
(令和3年7月15日施行)

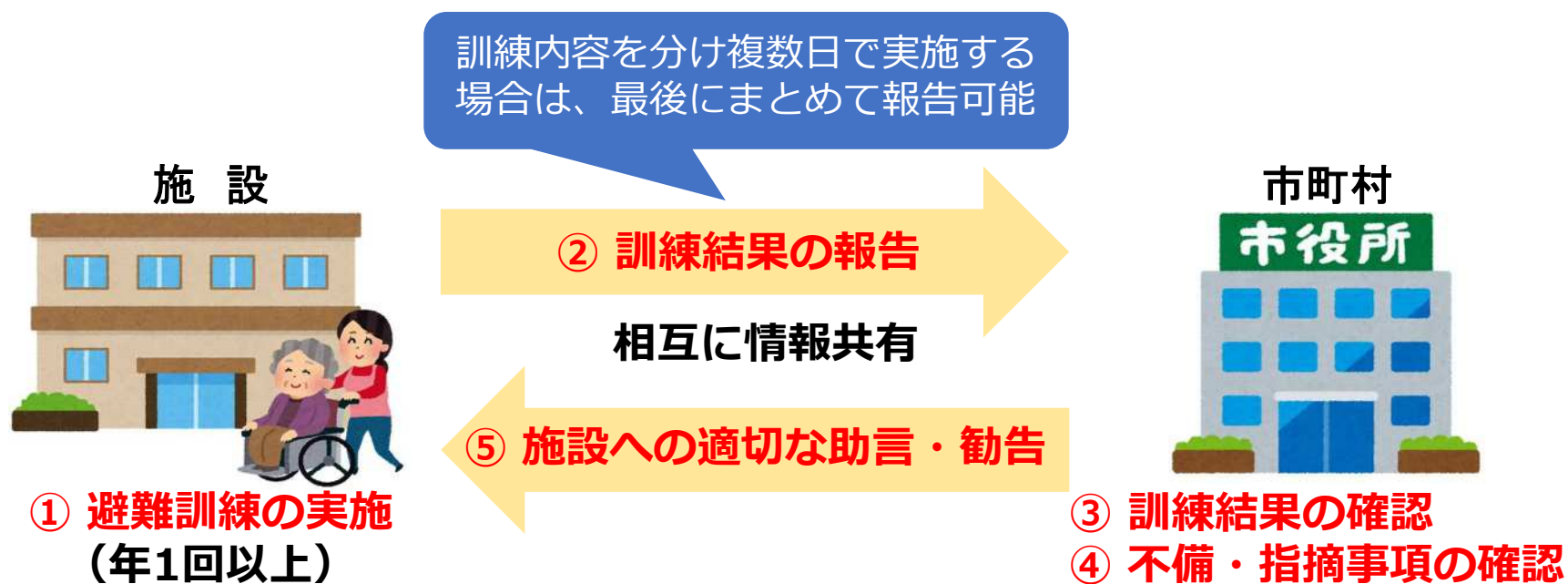
- 施設管理者等は、**避難訓練の結果を市町村長に報告しなければならない。**
- 市町村が施設に対して避難確保計画及び避難訓練に関する**助言・勧告できる制度**を創設

法改正により、要配慮者利用施設における更なる**避難の実効性を確保**

避難訓練実施報告と助言（報告：施設、助言：市町）

- 水防法、土砂災害防止法の改正により、避難訓練を実施した場合には、施設管理者から市町長に対して、**訓練結果の報告を義務化**した
- 市町は、施設管理者等に対し、**避難訓練を原則として年1回以上実施**すること、訓練実施後はおおむね1ヶ月を目安に訓練結果を報告すること依頼し、**必要に応じて助言・勧告**する

【避難訓練と報告・確認の手順】



避難訓練実施報告と助言（訓練実施：施設）

- 避難訓練は立退き避難だけでなく、比較的容易に行うことのできる訓練がある
①避難経路の確認訓練／②情報伝達訓練／③図上訓練 等
- 様々な種類を分けて行うとともに、避難支援に必要な人数や避難時間を確認する訓練など、利用者の身体状態に応じ、負担軽減を図り、継続して実施する
- 避難支援協力者（消防団、近隣企業、地域住民、利用者家族等）の協力を得て実施するよう努める
- 訓練後には、訓練で得られた教訓を踏まえ、避難の実効性を高めるため避難確保計画の内容の充実を図る

①避難経路の確認訓練



②情報伝達訓練



③図上訓練



※写真は訓練のイメージ

訓練の振り返りの実施

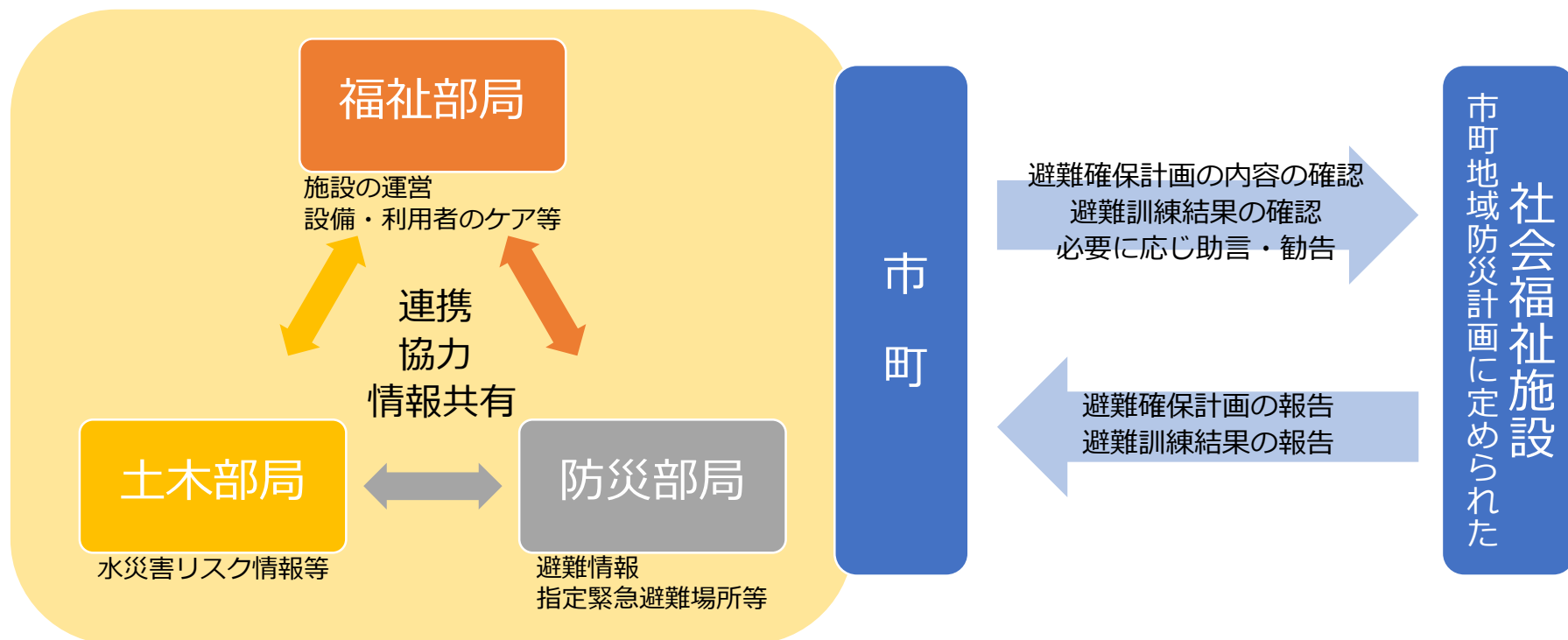
避難確保計画内容見直し

避難確保計画の内容充実

施設と行政の連携（市町内 各部署の連携）

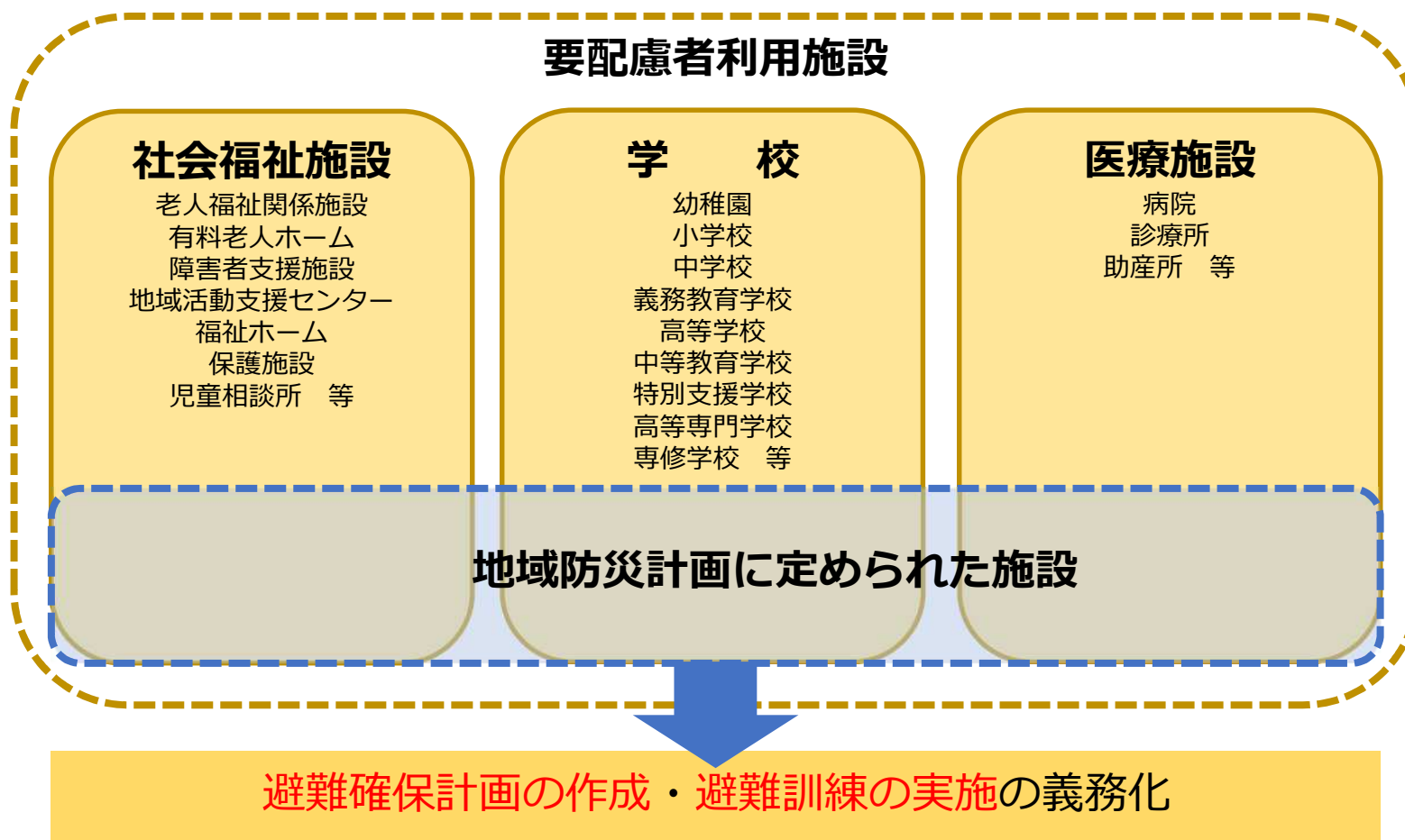
- 社会福祉施設の避難に関する**担当部局が複数**（福祉部局、土木部局、防災部局）にまたがるため、下図を参考に適切な役割分担のもと**連携体制を構築**する
- 施設の**負担軽減**や災害時対応の**迅速性確保**のため、施設から相談等を受ける地方公共団体の窓口は、可能な限り一本化し、**ワンストップの対応**に努める

【社会福祉施設の避難確保計画に関する地方公共団体の各部署の連携体制の構築】



避難確保計画の作成・避難訓練の実施

- 「水防法」「土砂災害防止法」では、市町村地域防災計画に定められた施設に対して、**避難確保計画の作成**及び**避難訓練の実施**を義務づけている



要配慮者利用施設における避難確保計画作成 及び避難訓練実施状況（洪水）

- 避難確保計画の作成率は県内平均93.8%と高いが、避難訓練の実施率は県内平均56.4%と低い。（令和8年3月31日時点の暫定値）

県内市町別の状況（令和8年3月31日時点）

（国調査中のため、暫定値です）

	洪水浸水想定 区域内にある 要配慮施設	避難確保 計画作成 要配慮施設 (B)	作成率 (C) = (B) / (A)	避難訓練 実施 要配慮施設 (D)	実施率 (E) = (D) / (A)
1 下田市	11	11	100.0%	9	81.8%
2 南伊豆町	12	12	100.0%	12	100.0%
3 東伊豆町	0	—	—	—	—
4 河津町	3	0	0.0%	0	0.0%
5 松崎町	17	9	69.2%	3	33.3%
6 西伊豆町	12	—	—	—	—
7 熱海市	0	—	—	—	—
8 伊東市	36	13	36.1%	1	7.7%
9 沼津市	222	220	99.1%	200	90.9%
10 裾野市	48	39	81.3%	15	38.5%
11 清水町	19	19	100.0%	13	68.4%
12 長泉町	17	17	100.0%	0	0.0%
13 三島市	95	92	96.8%	71	77.2%
14 伊豆の国市	75	69	92.0%	16	23.2%
15 函南町	40	40	100.0%	27	67.5%
16 伊豆市	13	11	84.6%	8	72.7%
17 御殿場市	59	—	0.0%	—	0.0%
18 小山町	2	2	100.0%	1	50.0%
19 富士市	360	282	78.3%	254	90.1%
20 富士宮市	2	2	100.0%	0	0.0%

	洪水浸水想定 区域内にある 要配慮施設	避難確保 計画作成 要配慮施設 (B)	作成率 (C) = (B) / (A)	避難訓練 実施 要配慮施設 (D)	実施率 (E) = (D) / (A)
21 静岡市	1084	1035	95.5%	523	50.5%
22 島田市	219	219	100.0%	40	18.3%
23 藤枝市	244	223	91.4%	223	100.0%
24 焼津市	207	202	100.0%	142	70.3%
25 川根本町	13	9	69.2%	9	100.0%
26 牧之原市	49	46	93.9%	1	2.2%
27 吉田町	45	43	95.6%	43	100.0%
28 袋井市	149	114	76.5%	0	0.0%
29 磐田市	246	239	97.2%	107	44.8%
30 森町	25	23	92.0%	8	34.8%
31 掛川市	98	92	93.9%	37	40.2%
32 菊川市	79	79	100.0%	0	0.0%
33 御前崎市	5	5	100.0%	3	60.0%
34 浜松市	876	868	99.1%	511	58.9%
35 湖西市	7	2	28.6%	0	0.0%
計	4,389	4,037	93.8%	2,277	56.4%

【 凡 例 】	
作成済 (100%)	
作成率 : 80%以上	
作成率 : 50%以上～80%未満	
作成率 : 50%未満	
市町村地域防災計画に定めた施設無し	
対象外	

要配慮者利用施設における避難確保計画作成 及び避難訓練実施状況（土砂災害）

- 洪水同様に、避難確保計画の作成率は県内平均97.5%と高いが、**避難訓練の実施率は県内平均51.4%**と低い。（令和7年3月31日時点）

県内市町別の状況（令和7年3月31日時点）
（国調査を基に砂防課にて集計）

分類	土砂災害のおそれのある箇所に立地する施設数 (A)	地域防災計画に記載済		避難確保計画を作成済		避難訓練を実施	
		施設数 (B)	記載率 (B/A)	施設数 (C)	作成率 (C/B)	施設数 (D)	実施率 (D/B)
厚労省関連 社会福祉施設 医療施設 等	539	521	96.7%	504	96.7%	243	46.6%
文科省関連 学校 こども園 等	216	215	99.5%	215	100.0%	136	63.2%
合計	755	736	97.5%	719	97.7%	379	51.4%

令和8年3月31日時点：避難確保計画作成率＝97.6%、**訓練実施率＝57.2%**（暫定値）

避難訓練の種類

【立退き避難、屋内安全確保】

- 利用者を避難先に移動させる訓練としては、立退き避難訓練と屋内安全確保訓練があります。
- 立退き避難訓練は、施設外の避難先に利用者を移動させる訓練です。
- 屋内安全確保訓練は、施設の上階などに利用者を移動させる訓練です。
- 訓練は、職員のみならず、避難支援協力者の参加も得て行うようにしましょう。

立退き避難訓練

施設内移動⇒車両への移動、徒歩⇒避難先での支援



屋内安全確保訓練

施設上階への移動（階段等）⇒上階での利用者の支援



避難訓練の種類

【設備・装備品・備蓄品・持ち出し品等の確認訓練】

- 設備・装備品・備蓄品・持ち出し等の確認訓練は、避難に必要な設備や装備品の点検や備蓄品の在庫確認、避難先への持ち出し品を準備する訓練です。

設備・装備品・備蓄品・持ち出し品等の確認訓練

- ・ 利用者の避難に必要なものを確保
- ・ 避難先にて必要なものを確保
- ・ 移動しやすい場所にあるかの確認



【参考】屋内安全確保で避難するときの注意点

- 施設内に数日間過ごせる量の食糧や水、薬を備蓄しておきましょう。
- 停電、断水、ガスの供給停止に備え、施設内に数日間過ごすための懐中電灯、非常用電源、携帯用トイレ等を備蓄しておきましょう。



【参考】避難支援に必要な設備や機材等

- エレベーターの活用に加え、非常用電源の設置やエレベーターの代替えとなるスロープの設置、階段昇降機の設置、車椅子等を支援者が持ち上げることも想定した階段幅の確保しましょう。

- 避難及び避難先における支援に必要な装備品や備蓄品を適切に確保しておきましょう。

※電力を必要としないものや蓄電池により稼働するもの



※車椅子や担架等を支援者が持ち上げることを想定した階段幅



非常用発電機



スロープ



出典：社会福祉法人新和会

避難訓練の種類

【図上訓練、情報収集・情報伝達訓練・避難経路等の確認訓練】

- 図上訓練は、避難先までの立退き避難訓練や屋内安全確保訓練のシミュレーションを行う訓練です。情報収集・情報伝達訓練を合わせて行う場合があります。
- 情報収集・情報伝達訓練は、避難に必要な防災気象情報や避難情報を収集し、その情報を職員や避難支援協力者等に伝達する訓練です。
- 避難経路等の確認訓練は、現地を実際に見て、避難先や避難経路の安全性等について確認する訓練です。

図上訓練

- ・ 地図等を活用したイメージ訓練



情報収集・情報伝達訓練

- ・ 日頃からの気象情報等の確認
- ・ 施設内での情報伝達訓練



避難経路等の確認訓練

- ・ 避難先までの移動時間の確認
- ・ 大雨時における安全性の確認



避難訓練の振り返り

- 避難訓練は、**毎年実施することが重要**です。
- また、訓練結果は**市町村に報告**する必要があります。
- 訓練終了後には、参加者により**訓練の振り返り（AAR※）を実施**し、必要に応じて**避難確保計画を見直すとともに**、避難体制の改善につなげるようにしましょう。
- 訓練結果の振り返りを適切に実施するためには、**あらかじめ訓練の目的と目標を決めておく**ことが重要です。



※AAR（After Action Review）とは、訓練で明らかになった失敗や課題を当事者同士で議論し、次への改善や教訓として組織の災害対応に活かす「振り返り」です。

国土交通省では、避難訓練実施率の向上や避難訓練の質の向上を図るため、HPで優良事例を紹介しています。
(URL : <https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibou02.html>)

北海道釧路市 生活介護事業所SAKURA

日常から避難経路に慣れておくことで発災時にも落ち着いて対処することができます。
発災時には「地震だよ」ではなく、「お散歩に行くよ」と声を掛けることでスムーズに避難できています！



計算機を用いたシミュレーション

北京北山石渠記

訓練施設社会科科目 評価事例			
学 年	学 科	学 期	姓 名
高 3	地 理	第 1 学 期	山 田 大 樹
1. 評価の観点・項目			
学 習 内 容	学 習 方 法	学 習 意 志	学 習 成 果
① 日本と世界の位置関係 ② 日本と世界の気候・地形 ③ 日本と世界の産業・交通	① 授業 ② 自主学習 ③ レポート作成、模範	① 授業 ② 自主学習 ③ レポート作成	① 日本と世界の位置関係 ② 日本と世界の気候・地形 ③ 日本と世界の産業・交通
2. 評価の観点・項目			
学 習 内 容	学 習 方 法	学 習 意 志	学 習 成 果
① 日本と世界の位置関係 ② 日本と世界の気候・地形 ③ 日本と世界の産業・交通	① 授業 ② 自主学習 ③ レポート作成、模範	① 授業 ② 自主学習 ③ レポート作成	① 日本と世界の位置関係 ② 日本と世界の気候・地形 ③ 日本と世界の産業・交通
3. 評価の観点・項目			
学 習 内 容	学 習 方 法	学 習 意 志	学 習 成 果
① 日本と世界の位置関係 ② 日本と世界の気候・地形 ③ 日本と世界の産業・交通	① 授業 ② 自主学習 ③ レポート作成、模範	① 授業 ② 自主学習 ③ レポート作成	① 日本と世界の位置関係 ② 日本と世界の気候・地形 ③ 日本と世界の産業・交通

「[この場を機軸に抽出している漫画家等](#)」に、[加藤、佐伯](#)

大分県別府市 ^{はくじかい}博慈会 内田病院

病院を利用する在宅介護の患者さまを含む、包括的な訓練の実施に悩んでいました。市の専門家の指導により、今では地域の方をカバーする避難確保計画ができています。



訓練方法

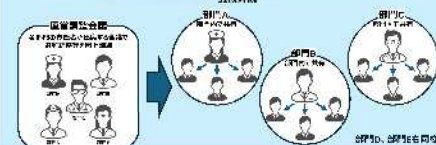
BCPにおいても病院だけでなく、介護部門と連携することで、地域の方をカバーする計画を立てています！

[illegible]

... ..

山口県山陽小野田市 山陽小野田市民病院

病院という特性上、施設で働く職員全員を集めて避難訓練を実施することが困難であるため、責任者が集まる既存の会議の場を用いて図上訓練を実施しています。



經對照果

10

解法D、解法Eも同様に共

[illegible]

* 本誌に於いて引用している統計資料は、各年の国勢調査による。

山口県宇部市 宇部市立藤山^{ふじやま}中学校

510

近郊の小学校、高校、専門学校、白牛沼沼会と合同で実施

[illegible]

[Find all the words you need here!](#)